

栗原市単独浄化槽切替助成事業補助金交付規程

令和2年4月1日

栗原市上下水道管理規程第15号

(趣旨)

第1条 この規程は、生活環境の保全、公衆衛生の向上及び水洗化率の向上を図るため、公共下水道事業及び農業集落排水事業の処理区域並びに戸別合併処理浄化槽事業の設置区域内（以下「処理区域等」という。）において、既設の単独浄化槽を廃止し、改造等を行おうとする者に対し、予算の範囲内において栗原市単独浄化槽切替助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共下水道等 公共下水道、農業集落排水処理施設及び戸別合併処理浄化槽をいう。
- (2) 改造等 増築、改築又は移転により、既設の単独浄化槽を廃止し、公共下水道等への接続等を行い、水洗便所に改造することをいう。
- (3) 排水設備 汚水を公共下水道等に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設をいう。

(補助金の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、改造等を行う者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 処理区域等の住宅（住宅の延べ面積の2分の1以上に相当する部分を専ら住居として使用し、販売、賃貸借等営利を目的としないものに限る。）の所有者（借地又は借家の場合にあつては、その所有者から改造等を行うことについて同意を得た者）であること。
- (2) 市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税を滞納していないこと。
- (3) 公共下水道事業、農業集落排水事業又は戸別合併処理浄化槽事業の受益者負担金及び分担金を滞納していないこと。
- (4) 水道料金を滞納していないこと。

(補助金の対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、対象者が改造等を行う場合における排水設備の設置工事等に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表の左欄に掲げる対象者の区分に応じ、同表の右欄に定める額とする。ただし、前条に規定する経費が補助金の額に満たないときは、その経費に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 別表の左欄に掲げる対象者の区分の基準日は、第6条の規定による補助金の交付申請の日とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、排水設備の設置工事等が完成した日から30日以内に、栗原市単独浄化槽切替助成事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

- (1) 排水設備等完成届及びその添付書類の写し
- (2) 排水設備工事費の請求書又は領収書の写し
- (3) 単独浄化槽廃止に係る経費が分かる請求書又は領収書の写し
- (4) その他管理者が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第7条 管理者は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、栗原市単独浄化槽切替助成事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 管理者は、前項の場合において、補助金の目的を達成するために必要があると認めるときは、交付決定に関し条件を付することができる。

3 管理者は、補助金を交付することが適当でないとき、栗原市単独浄化槽切替助成事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第8条 前条の交付決定通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、栗原市単独浄化槽切替助成事業補助金交付請求書（様式第4号）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の請求書を受理したときは、速やかに、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第9条 管理者は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他この規程の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第10条 管理者は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日の前日までに、栗原市私道内公共下水道設置要綱等を廃止する告示（令和2年栗原市告示第98号）による廃止前の栗原市単独浄化槽切替助成事業補助金交付要綱（平成25年栗原市告示第175号。以下「旧告示」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 旧告示の規定による様式で、取扱上著しく支障のないものについては、当分の間、この規程の規定による様式とみなす。

別表（第5条関係）

対象者	補助金の額
1 65歳以上の者のみで構成する世帯に属するもの	20万円
2 6人以上の世帯に属するもの	
3 18歳未満の者（18歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者を含む。）が3人以上の世帯に属するもの	
4 1から3に準ずる者と管理者が認めるもの	
5 1から4以外のもの	10万円

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

栗原市下水道事業
栗原市長 殿

住所
氏名 印
電話

栗原市単独浄化槽切替助成事業補助金交付申請書

栗原市単独浄化槽切替助成事業補助金交付規程第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、補助金交付に関する資格要件の確認のために必要な市税等の収納情報について、調査されることに同意します。

施 工 場 所	栗原市
家 屋 所 有 者	
世 帯 区 分	
補 助 対 象 経 費	
補助金交付申請額	
工 事 完 了 日	年 月 日
(借地又は借家の場合は、記入してください。)	
年 月 日	
同意書	
栗原市単独浄化槽切替助成事業補助金交付規程の規定に基づき、既設の単独浄化槽を廃止し、公共下水道等への接続等の工事を行うことについて同意しました。	
申請者（賃借人）	住 所 _____
	氏 名 _____ 印
所有者（賃貸人）	住 所 _____
	氏 名 _____ 印

添付書類

- (1) 排水設備等完成届及びその添付書類の写し
- (2) 排水設備工事費の請求書又は領収書の写し
- (3) 単独浄化槽廃止に係る経費が分かる請求書又は領収書の写し
- (4) その他市長（管理者）が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

栗原市下水道事業
栗原市長 印

栗原市単独浄化槽切替助成事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった栗原市単独浄化槽切替助成事業補助金の交付については、次のとおり決定したので、栗原市単独浄化槽切替助成事業補助金交付規程第7条第1項の規定により通知します。

記

交付決定額 金 円

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

栗原市下水道事業
栗原市長 印

栗原市単独浄化槽切替助成事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった栗原市単独浄化槽切替助成事業補助金の
交付について、下記の理由により交付しないことを決定しましたので、栗原市単独浄
化槽切替助成事業補助金交付規程第7条第3項の規定により通知します。

記

不交付の理由

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

栗原市下水道事業
栗原市長 殿

住所
氏名
電話

印

栗原市単独浄化槽切替助成事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった栗原市単独
浄化槽切替助成事業補助金について、栗原市単独浄化槽切替助成事業補助金交付規程
第8条第1項の規定により下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名	
支店名	
預金種別	
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	